

# 重要なお知らせです

平成29年10月吉日

受講申込者 各位

平成29年度長野県障害者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け  
相談支援従事者初任者研修【講義部分】研修について

当協会事業につきましては、日頃よりご協力を賜りありがとうございます。  
ご承知おきの事とは存知ますが、再度ご確認のためご連絡を差し上げております。

当協会は、「指定障害者福祉サービス管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)に規定するサービス管理責任者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、本研修を実施していますが、実施案内にも記載があります通り、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」向け研修であり、当研修および修了証は、相談支援従事者としての資格を証明するものではありません。

指定障害福祉サービス事業者において、サービス管理責任者を配置する際、研修受講資格として、本来、「障害者相談支援従事者初任者研修」を修了している方に受講資格がありますが、事情によりその研修を修了しておらず、サビ管・児発管責任者を配置せざるを得ない場合の救済措置として、本研修である「初任者研修(講義部分)」を受講し修了することによりサビ管・児発管研修の受講資格を取得できることとなります。従って、初任者研修修了者および現任研修修了者の方、又すでにサビ管・児発管研修を受講し修了された方は本研修「初任者研修(講義部分)」を受講しなくてもサビ管・児発管研修を受講する資格はあります。研修内容は年度をおって変更しますので、すでに資格がある方でも受講を希望される場合はその限りではありません。

以上のことをお含みいただき  
本研修にご参加いただきますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会  
事務局  
TEL：026-225-9010(担当：米山・中澤)  
FAX：026-225-9011  
研修専用携帯：080-6932-7844(米山)